

◇ 資 料 ◇

ミヒャエル・フェルスター

不法に仕えた法律家（7・完）

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー
(1876—1970年) の生涯と業績

本 田 稔* (訳)

目 次

第1章	序 文	
第2章	生立ちと教育課程	
第3章	裁判官への任用と最初の学術論文の公表	
第4章	帝国司法省への昇進	(以上, 384号)
第5章	事 務 次 官	
第6章	帝国司法大臣代行	(以上, 385号)
第7章	独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行	(以上, 386号)
第8章	いわゆる「安楽死作戦」	
第9章	「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置	(以上, 389号)
第10章	ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪	(以上, 392号)
第11章	「夜と霧」——司法の犯罪	
第12章	ニュルンベルク裁判における証人および被告人として	(以上, 395号)
第13章	年 金 闘 争	(以上, 本号)

第13章 年金闘争

判決の宣告を受けた後、裁判所は無期限の休廷状態に入った。もっとも、それが再び招集されることはなかった¹⁾。シュレーゲルベルガーは、狭心症を患っていた

* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

ため、すでに1947年11月19日には軍の病院に移送されざるをえなかった。彼の心臓病は、高齢によるだけでなく、有罪判決に対して不満を抱く老年者であるがゆえの精神状態に起因するものであった。彼は拘置所の中で判決に関して13頁の評釈をまとめた。その中で彼は特に次のように書いた。「私の長い人生は、仕事と家族だけに捧げられました。その人生の最後に、刑務所の壁の中で不名誉な日々を送らざるを得なくなりました。それは私にとって特に辛いことでした。というのも、私は自分の行動に最善を尽くすことだけを望んでいたからです。私が刑務所の中で激しい身体的苦痛に耐え、それと同時に寄り添なき状態で傍観するほかなかった家族のことを思うとき、このような運命にあることを私は益々辛く感じました」²⁾。

シュレーゲルベルガーは、ニュルンベルクの戦争犯罪人訴訟において、有罪判決を言い渡された他の全ての人々と同じように、「ドイツのバヴァリア＝ランズベルクにある第1戦争犯罪刑務所」において拘禁されることになり、1948年9月15日にそこに収容された。アドルフ・ヒトラーは、1920年代前半、反逆罪の裁判を受けた後にここに収容され、そこでの生活を彼の主著である『我が闘争』の執筆のために利用することが許された。シュレーゲルベルガー自身が認めているように、刑の執行にあたって彼もまた「一定の寛大な扱い」を受けた³⁾。死刑判決を受けなかった受刑者の場合、収容された単独房は夜の9時に消灯されたが、それまでは読書、音楽鑑賞や映画鑑賞をして自由に過ごすことが許された。

そのような状況のもとで、シュレーゲルベルガーを担当した弁護士のカブシヨクは、依頼人を再び釈放するために力を尽くした。すでに1948年4月、この弁護士は、この依頼人の疾病が重篤であることを理由に、彼を刑務所から仮釈放させることを申請した。だが、1949年1月18日、アメリカ軍政府長官クレーは、シュレーゲルベルガーに言い渡された終身刑の判決の効力を確定し、それをもってカブシヨクの申請を却下した⁴⁾。しかし、ランズベルクに収容されていた受刑者は、ボンに新生の民主制が成立しても忘れられることはなかった。ボンの政治家たちは、かつて国家社会主義者であった者を新しい民主制に統合するリスクを緩和するために、大量殺人の犯罪人のために恩赦を与えることに協力した。その犯罪人とは、例えば東部の数千人の人間を殺害したことに責任を負わなければならない特別行動隊の指導者オーレンドルフやプロベールのような人物である⁵⁾。それゆえカブシヨクは、1950年2月に司法大臣デーラー（自由民主党）に相談した。デーラーは、シュレーゲルベルガーを仮釈放するために力を尽くした。そして、1950年10月、カブシヨクはそのうえで最終的に連邦首相官房にも掛け合った⁶⁾。その間、政治的な広域気象状況が変化したため、弁護人の努力は最終的に実を結んだ。最初、アメリカは他の

戦勝国のなかでも、いわゆる非ナチ化に最も精力的に取り組んだが、その一方でアメリカ合衆国の政策は、1940年代から50年代にかけて根本的に転換した。アメリカは、軍事裁判所においてそれ以上手続を進めるのを止め、それどころか有罪が確定した者を恩赦するために方向転換した。

もっとも、これは一般的には始まりつつあった東西対立に起因するものであった⁷⁾。益々強化されるスターリンの領土拡張政策と被占領地区における経済的困窮のために、ドイツに対するアメリカの態度が変化したのである。とりわけベルリン封鎖と連合国の空の架け橋(1948-49年)、それとならんでドイツ連邦共和国建国後のアデナウアーの政策は、アメリカと西ドイツの接近をもたらした。それからというもの、かつて世界の最大の敵であったヒトラーのとりこになった民族の一部からアメリカの同盟者が現れたのである。この同盟者は、新しい世界の災厄であるスターリンと共産主義者に対して、アメリカとともに闘うことになった。

そこで、西ドイツを西側陣営に編入することがアメリカの狙いになった。そのため、戦争犯罪人訴訟において有罪判決を受けた人々に対して寛大な姿勢が示されるようになった。それを機に本格的な「恩赦熱」が発散され、その熱狂の中でアメリカは、同じ民族の関係者、団体、大企業、軍需企業連合およびボンの著名な政治家から絶え間なく出される提案に譲歩した⁸⁾。終身刑を言い渡されたニュルンベルク特別裁判所長官オスヴァルト・ロートハウクを例外として、法律家裁判で有罪判決を受けた者は、その全員が1950年から51年までに再び自由に歩き回ることが許された⁹⁾。ロートハウクは、1956年に刑務所から釈放された。

シュレーゲルベルガーの釈放は、1951年1月31日付けのアメリカ高等弁務官ジョン・マックロイの公示に基づいて行われた。その中で彼は、ニュルンベルクで有罪判決を受け、ランズベルクに収容されている戦争犯罪人の恩赦申請に関して、最終決定を下すことを伝えた。この高等弁務官は、自身の決定をする際に、ニューヨーク州最高裁判所上訴官デイビット・E・ベック、ニューヨーク州恩赦委員会フレデリック・モーランおよび国務省法律顧問コンラッド・スノーによって構成された独立委員会の推薦に依拠した¹⁰⁾。

「医療上の事案のような本事案の被告人たちは、彼らもかつて構成員であった法律専門家に対して不信を招いています。彼らはあらゆる職業において違反行為者でした。それでも、法を擁護し、司法の不偏不党の運営を擁護することが求められた人々と同じようにして彼らを扱うなら、特に彼らを落胆させましょう。法の擁護が求められた被告人たちは、最も残虐な人種的・政治的・原理を推進するために、司法と法の原理を軽視する準備をしていただけでなく、ほとんどの事案において準

備を切望していました。私は、これらの事案のいずれにおいても、寛大な措置を正当化する事由を見出すことは困難です。しかしながら、医療上の事案においては、当委員会は、限定された責任を理由に、一定の減軽を勧告し、それに私は相対的に重要でない修正を付け加えました。その結果は、以下の通りです。

ヘルベルト・クレム	終身刑を20年の自由刑に減軽する。
ギュンター・ヨエル	10年の自由刑から釈放とする。
ルドルフ・エッシェイ	終身刑を20年の自由刑に減軽する。
エルンスト・ラウツ	10年の自由刑から釈放とする。
ヴィルヘルム・フォン・アンモン	10年の自由刑から釈放とする。
フランツ・シュレーゲルベルガー	終身刑から医療上の制約付きの釈放とする ¹¹⁾ 。

しかしながら、シュレーゲルベルガーは、この決定によって恩赦されたのではなかった。むしろマックロイは、同日の命令に基づく恩赦申請を却下し、それによって終身自由刑を確定した¹²⁾。たしかにシュレーゲルベルガーは、ヒトラーの元経済顧問のケップラーとクルップ社の2人の元社員のヒューダーモントおよびイーンとともにパイエルンのランズベルク戦争犯罪刑務所から釈放された¹³⁾。しかし、身柄拘束からの解放は、アメリカの行刑上のいわゆる仮釈放手続に基づいて行われたものであった。つまり、恩赦ではなく、疾病によって条件づけられた拘禁不能を理由とする一時的な釈放であった。シュレーゲルベルガーは、名誉にかけて誓約した上で、彼の妻の看護を受け、健康状態について毎月報告しなければならなかった。職務に就くことも、執筆活動することも認められなかった。そして在ドイツの高等弁務官がいつでも拘禁免除の条件を変更できることを承認しなければならなかった¹⁴⁾。1957年になって彼の刑は、最終的にアメリカ大使によって、彼が服役した分にまで引き下げられた¹⁵⁾。

1951年の時点では彼の妻はまだシュレースヴィヒ＝ホルシュタインのフレンスブルクにいたので、彼は妻のところへ行った。彼の次男のハートヴィヒもそこに住んでいた。そこは、最北端にある連邦州であり、東側諸国からの亡命の流れを受け入れる主要な州のひとつであっただけでなく、元ナチの役員が他のどこよりも容易に官職のポストを見つけ出せることで際立った州であった¹⁶⁾。

シュレーゲルベルガーは、彼にとって最も都合の良い時点で自由を獲得した。シュレースヴィヒ＝ホルシュタインの州議会は、1951年3月17日、「非ナチ化を終了するための法律」（批判者たちはこれを「再ナチ化法」と呼んだ）を可決した¹⁷⁾。キールの州政府は、新しい「非ナチ化委員」に国家社会主義ドイツ労働者党の古参党员で、州議会議員のデンハート（1945年以降はドイツ党の党员）を決定した。

シュレーゲルベルガーは、彼によっていち早く非ナチ化され、第5グループ（追放解除）に分類された¹⁸⁾。

最終的にシュレーゲルベルガーは、彼に対して「元事務次官」として月額2010ドイツマルク78ペニヒの年金を支給することを認めた¹⁹⁾。

アメリカはシュレーゲルベルガーの釈放を抑制的に行ったと公的に知られていたが、どう見ても厳しめに行われた結果であるとは言えなかった。したがって、一時的に釈放されたにすぎない。しかし、この人物は自由を手に入れた直後から、遅滞なく学術研究活動を再開させた。彼は刑務所に収容されていた時にすでに弁護士を介して（旧）ファーレン出版と連絡をとっていた²⁰⁾。すでに1951年の時点でファーレン出版（後に「法学出版」と社名を変更）は、1938年に出版された注釈商法の第2版を刊行した²¹⁾。シュレーゲルベルガーは、その年に引き続き非訴事件に関する2巻からなる注釈書の第6版を刊行した²²⁾。1957年には、見出し語をアルファベット順に整理した著書『現代の法』を息子のハートヴィヒと元上司の息子で弁護士のフリッツ・ギュルトナー博士との共著でファーレン出版（再びこの社名に戻った）から出版した²³⁾。1958年には連邦通常裁判所判事のルドルフ・リーゼックと共著で海商法の注釈書を続けて出版した。それによって同時に注釈商法を完成させた²⁴⁾。それまでは手軽な海商法のコンパクト版の注釈書しかなかったので、フィリップ・メーリンクは書評の中で、本書は「学説、判例および実務に等しく存在していた手痛い欠陥を補うものであり、それはシュレーゲルベルガー教授とR・リーゼック連邦通常裁判所判事の功績である」と、その感激を記したほどであった²⁵⁾。フランツ・シュレーゲルベルガーの名前は、法学において再び通用力を得るようになった。

80歳を過ぎ、その間に妻を失った事務次官は、どちらかといえば疑いがかけられないような著作を放置したくはなかったようである。1959年には、1928年初版の『立法の合理化』の改訂版を出した²⁶⁾。彼は1928年の著作の中でワイマール共和国の帝国議会の代議士たちの仕事を激しく攻撃したが²⁷⁾、今度はボンの議会在公官庁の活動を無力化していると非難した。シュレーゲルベルガーはこのように彼が実り豊かな人生を送ったことを自画自賛し、それを言葉で述べたのであるが、あたかも裁判への統制など一度もしなかったかのように、裁判官への非難を繰り返した。「行政官僚と共同して法律問題を研究することを避けようとする傾向があるようですが、それは傷つきたくない感情からのものでしょう。そのような感情が人にはしばしば起こるようです²⁸⁾。

これは連邦議会の社会民主党会派の議員たちの注目を引いた。この言葉が聞かれるまでは、シュレーゲルベルガーの過去はボンとキールの公的な場では忘れられていた。基本法131条に関する法律（基本法131条に該当する人の法的関係を規制するための法律）第9条に基づいて、年金支給の停止措置を伴う公式の懲戒処分手続をシュレーゲルベルガーにかけるべきか否かが連邦司法省において検討された。ただし、この131条法第60条に基づいて管轄権を有する州の最上級の行政官庁は、懲戒処分手続を提起するために必要な事実が認定されていないと述べたため、手続はとられなかった²⁹⁾。1948年にニュルンベルク法律家裁判の判決集がイギリス占領地区中央司法官報特別号として公開されていたので、行政官庁の予期せぬ態度は人々を驚かせた³⁰⁾。連邦司法省は、この特別号が公開されていたことは1953年の時点において連邦司法省のところで確認されていなかったと、その後釈明した³¹⁾。

しかし、戦後も生き残った第3帝国の高位の法律家を支えたのは、行政官庁の予期せぬ態度だけではなくだった。この人物に対するアメリカ軍政府裁判所の判決もまた、今思えば彼にとって思わぬ幸運であったといえる³²⁾。1958年12月、フレンスブルクの上級検察官は、シュレーゲルベルガーがマルクス・ルフトグラス事件に関して謀殺に関与したとして、謀殺罪の嫌疑で彼に対して捜査手続を開始した。上級検察官は、裁判所に対して謀殺罪の共同正犯の嫌疑でシュレーゲルベルガーの予審手続を開始するよう申請したが、フレンスブルク州裁判所第1大刑事部は、1959年4月14日の決定により、刑事訴訟法180条に基づき刑事訴追することは許されないことを理由に申請を棄却した³³⁾。

しかし、社会民主党会派の議員は、シュレーゲルベルガーが『立法の合理化』の再版を軽率にも出したことに注目した。そのようなことをしなかったならば、彼はおそらく邪魔されることなく余生を送ることができたかもしれない³⁴⁾。社会民主党会派は、連邦政府に対していわゆる個別質問を集中的に浴びせ、最終的に連邦司法省はシュレーゲルベルガーの案件を問題化することを余儀なくされた。

シュレーゲルベルガーに関する最初の個別質問は、1959年3月17日に提出された³⁵⁾。その中で連邦政府に対して次の点に関する情報の提供を求めた。シュレーゲルベルガーに年金を支給しているのか否か。支給している場合、いくら支給しているのか。そして、1941年10月29日にシュレーゲルベルガーがランマース宛てに手紙を書いたこと、その手紙の中でシュレーゲルベルガーがルフトグラスの死刑を執行するために彼を秘密国家警察に移送することを伝えたということを確認したのか否か。これらに関して情報を提供するよう求めた。連邦司法大臣はそれに対する答弁において、ルフトグラス事件の手紙は公開されていたことから確認済みであること

を認めた³⁶⁾。

1959年5月5日、社会民主党の連邦議会議員団は、連邦政府に対してシュレーゲルベルガーに関する2回目の個別質問を提出した³⁷⁾。その結果、法律家裁判においてシュレーゲルベルガーに有罪判決が言い渡されたことが知られていたにもかかわらず、連邦政府がなぜ彼に年金の支給停止処分に連動する公式の懲戒手続をとるよう指示しなかったのかを問い、そしてシュレーゲルベルガーに対して公務員法上の措置を適及的にとれるか否かという形式で質問し、それに回答するよう求めた。最終的に社会民主党連邦議会議員団は、1959年6月18日にシュレーゲルベルガーの件について3回目の個別質問を提出し、さらに質問した³⁸⁾。

今となっては行政官庁も何もせずに行われる状況にはなかった。それがきっかけになって、1957年に131条法が補足された。131条法第3条第3a号によれば、「国家社会主義が支配していた時期にその行動によって人道または法治国家の諸原則に違反した」人の法的権利を制限できるようになった。1959年4月20日、キールの行政官庁は、シュレーゲルベルガーの事案に対してこの規定を適用できると、ボンから指示を受けた³⁹⁾。その後、半年余り経った1959年9月3日、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州財務大臣シェーファーは、131条法第3条第3a号に基づいてシュレーゲルベルガーの年金支給額を減額するよう命じた。

それを受けて、シュレーゲルベルガーは、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州を相手取って、シュレースヴィヒ行政州裁判所に提訴した。彼が代理人に立てたのは、またもや弁護士のオイゲン・クブシヨクであった。行政裁判所第5部は、1960年9月8日、彼の訴えを認める判決を言い渡し、4パーセントの利息を付けて年金を事後支給し、引き続き月額2894ドイツマルク8ペニヒ支給するよう州に命じた⁴⁰⁾。シュレーゲルベルガーは、その訴えの中でゲッペルスの日記の言葉を引き合いに出した。シュレーゲルベルガーは、その日記には1942年3月19日の日付で次のような覚書があることを行政裁判所の判事に説明した。「(帝国司法省には)ブルジョア的要素が……はびこっている。天空は高く、総統は鷹揚である。それにもかかわらず、この行政官庁は融通が利かず、労力を出し惜しみする。これに抗して自己の意見を貫き通すことは至難の業である」。行政裁判所がシュレーゲルベルガーの訴えを認めるための理由としては、これで十分であった。裁判所は、事務次官は義務に反する行為を行ったが、彼の行動の特徴は「より甚大な不法を防ぐために、軋轢を起こして義務に反した」という点にあったと確認した。そこから裁判所は、シュレーゲルベルガーの事案は客観的には131条法第3条第3a号の要件を満たしているが、事務次官が人道に反する行為を行った時、彼には主観的には違法性の意

識はなかったという結論を導き出した。アメリカ軍政府裁判所がシュレーゲルベルガーを裁判にかけていた当時、ゲッペルス日記にあるシュレーゲルベルガーが利用した箇所が存在することが知られていたならば、シュレーゲルベルガーに有罪判決が言い渡されることはなかったかもしれない。ゲッペルスの引用は、行政裁判所にこのように主張させるものであり、それはシュレーゲルベルガーに有利に働いた。

キールの財務省はこの判決を不服として、リューネブルク上級行政裁判所に控訴し、1960年12月31日、シュレーゲルベルガーへの年金支給は再び停止された。そこでシュレーゲルベルガーは、支給停止措置に対して自ら再び訴えを起こした。リューネブルク上級裁判所は、1961年3月27日の一部判決によって、本件に関する行政裁判所の最終的な判断が出されるまでの間、シュレーゲルベルガーに年金支給額の50パーセントを支払わなければならないと決定した。

リューネブルク上級行政裁判所が1962年末に本件に関する最終的な決定を言い渡す前に悪い状況が生じた。シュレーゲルベルガーの次男のハートヴィヒが、フォン・ハッセル州首相によって財務大臣に任命されたのである⁴¹⁾。彼は法学と政治学を修め、1940年に帝国司法省の第二次国家試験に合格し、戦時中は軍事裁判所判事に任命され、上級軍事裁判所判事に昇格した人物である。1946年以降、彼はまずフレンスブルク軍福祉事務所の事務員として勤務した。ハートヴィヒ・シュレーゲルベルガーは、1953年にキリスト教民主同盟に入党し、その後1954年にフレンスブルク郡長に就任した。1958年にはシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州議会議員に当選し、最終的に財務委員会委員長として職務を果たした。父親シュレーゲルベルガーに対する法的紛争に関して州を代表するのは、管轄権を有する年金事務所を指揮する財務大臣であったので、息子を父親の被告訴人になれないようにする行政技術的な細工をすることが決められた。ハートヴィヒ・シュレーゲルベルガーが1961年11月6日に財務大臣に任命される前に、年金事務所を内務省に移管したのである⁴²⁾。

リューネブルク上級裁判所の公判は、1962年11月28日から30日にかけて行われた。同裁判所第5部は12月3日、本件に関する最終的な判決を言い渡した。それによってシュレースヴィヒ行政裁判所の判決は破棄され、年金支給を求めるシュレーゲルベルガーの訴えは斥けられた⁴³⁾。ボンで活躍する著名な弁護士のレデカーは、キールの州政府からの委託を受けて資料を収集していた。それはシュレーゲルベルガーの不利益資料であった。同裁判所判決の理由づけにあたって依拠したのは、この資料であった⁴⁴⁾。その資料は、主としてシュレーゲルベルガーがユダヤ人ハーフ

の追放と断種を推進したことの問題を指摘するものであったが、彼がユダヤ人問題の最終的解決に関わったことについて疑いのないことであった。

シュレーゲルベルガーは、今や86歳になっていた。彼は諦めなかった。彼は連邦行政裁判所に上告した。息子の側は法に対して忠誠を誓うことが求められたため、父親としてはその葛藤に悩んだが、それは解消した。内務大臣のヘルムート・レムケがフォン・ハッセルの後任として州政府首相に就任し、1963年5月1日に後任に息子シュレーゲルベルガーを就けたのである。年金事務所は特別に内務省に移管されていたので、息子は再び父親から告訴される立場に立つことになったかに思われた。年金事務所は総数20名の人々によって安定的に運営されていたが、その事務所を再び移管しなくても済むよう、レムケは訴訟追行を担当する年金事務所の官僚だけを内務省から外し、州首相官房に配置転換したのである⁴⁵⁾。

シュレーゲルベルガーとシュレーズヴィヒ=ホルシュタイン州の法的紛争が連邦行政裁判所で係争中であった時、彼が安楽死において重要な役割を担ったとして、一般国民の間で批判の声が上がった⁴⁶⁾。ヘッセン州検事長のフリッツ・パウアーは、1965年4月22日、シュレーゲルベルガー、11名の上級州裁判所長官、5名の検事長、さらに3名の司法省の官僚法曹に対して、謀殺罪の幫助の嫌疑で予審を開始するよう申請した。シュレーゲルベルガーは高齢であったため、裁判所が彼に訴訟能力があると判断するとは思われなかったが、シュレーゲルベルガーが安楽死作戦において重要な役割を担ったことにつきアメリカ軍政府裁判所においてすでに訴追されていたという判断が出される可能性があった。それが行く手を阻んだ。もっとも、その裁判で彼に言い渡された終身自由刑が、この謀殺罪の幫助の嫌疑にも関係したものであったか否かは明らかではなかった。1966年12月21日、リンブルク州裁判所は、シュレーゲルベルガーがニュルンベルク法律家裁判において有罪を受けたことから、彼を刑事訴追することは認められないと決定した。

しかし、その間にもシュレーゲルベルガーは連邦行政裁判所で裁判を継続していたが、彼がそれに勝訴する見込みは失われていた。1966年10月、今では90歳になったシュレーゲルベルガーは、ブラウンシュヴァイクにある連邦行政裁判所第6部において131条法に基づく訴えを取り下げ、和解に応じた⁴⁷⁾。その結果、連邦政府には、もしもシュレーゲルベルガーが官僚ではなく民間の会社員であったならば、彼が被保険者として支払ったであろう金額に相当する金額を、彼に事後的に払い戻す義務が生じた。連邦政府は、この和解によってシュレーゲルベルガーの意に沿ったが、それが彼の次男の影響に負うところが大きかったことは言うまでもない。シュレーゲルベルガーの次男が所属する内閣の長であり、シュレーズヴィヒ=ホルシュ

タイン首相であったレムケは、所属するキリスト教民主同盟の同志で連邦内務大臣のリュッケと繰り返し手続を終了することを取り決めていたのである⁴⁸⁾。とはいえ、フランツ・シュレーゲルベルガーは、自由にならない闘いを続けたために、法的紛争を生物的に終わらせることになるかもしれない事態に遭遇し、それに抗する日々を送った。1970年12月17日の朝、彼は逝去した。94歳であった。前日の夜は、息子のハートヴィヒ、その妻、孫娘とともにフレンスブルク市内の劇場で演劇鑑賞に興じていたという⁴⁹⁾。

- 1) Vgl. Ostendorf/ter Veen, Das "Nürnberger Juristenurteil", S. 32.
- 2) Zitiert nach Wulff, Staatssekretär Prof. Dr. Dr. hc. Franz Schlegelberger: 1876- 1970, S. 159. Wulff im Anhang C, S. 187 ff. には、それを正当化する文書の全内容が掲載されている。
- 3) Zitiert nach Wulff, aa.O., S. 156.
- 4) Trials of War Criminals before Nuernberg Military Tribunals, Volume III, S. 1202, には、その命令が英語によって掲載されている。
- 5) Bundesminister der Justiz (Hrsg.), Im Namen des Deutschen Volkes, Katalog, S. 347.
- 6) Vgl. dazu Wulff, aa.O., S. 163.
- 7) Vgl. Bundesminister der Justiz, aa.O., S. 346.
- 8) ケンプナーは、彼によってそのように特徴づけられた「恩赦熱」を、彼の回想録において記した。Vgl. Kempner, Ankläger einer Epoche, S. 386 ff.
- 9) Vgl. Ostendorf/ter Veen, aa.O., S. 33.
- 10) Vgl. Keesing's Archiv der Gegenwart vom 1. Februar 1951, S. 2796.
- 11) Zitiert nach Trials of War Criminals before Nuernberg Military Tribunals, Volume XV, S. 1182.
- 12) その判決は、前掲書の1170頁に掲載されている。
- 13) Vgl. Angabe aus Keesing's Archiv der Gegenwart vom 30. Dezember 1950, S. 2735.
- 14) Vgl. Wulff, aa.O., S. 163.
- 15) Vgl. Wulff, aa.O., S. 164.
- 16) Vgl. dazu den Untersuchungsbericht der schleswig-holsteinischen Landesregierung zur "Renazifizierung" Schleswig-Holsteins; in: Auszugen abdruckt in "Die Zeit", Nr. 5-26. Januar 1990.
- 17) Vgl. den Bericht "Das braune Schleswig-Holstein", in: "Die Zeit", Nr. 5-26. Januar 1990.
- 18) Vgl. den schleswig-holsteinischen Untersuchungsbericht zur "Renazifizierung", in: "Die Zeit", Nr. 5-26. Januar 1990.
- 19) 連邦司法大臣は、社会民主党の連邦議会議員団の個別質問を受けて報告した。Vgl. Verhandlungen des Deutschen Bundestages, 3. Wahlperiode, Anlagedrucksachen, Band 61, Drucksache 1022.

- 20) Wulff, a.a.O., S. 164.
- 21) Kommentar zum Handelsgesetzbuch, 2. neubearbeitete Auflage, von Gessler, Hefermehl, Hildebrandt, Schröder (begründet von Schlegelberger), 1. Band, Berlin und Frankfurt/Main 1951. Vgl. Besprechung in NJW 1951, S. 793.
- 22) Schlegelberger, Gesetz über die Angelegenheiten der Freiwilligen Gerichtsbarkeit, 6. Auflage, Band I und II, Carl Heymanns Verlag, Köln-Berlin 1952. Besprochen in NJW 1952, S. 1247; 1953, S. 95.
- 23) Franz Schlegelberger/Hartwig Schlegelberger/Fritz Gürtner, Das Recht der Gegenwart, Berlin und Frankfurt a.M. 1957. Besprochen in NJW 1957, S. 1183.
- 24) Seehandelsrecht, erläutert von Franz Schlegelberger und Rudolf Liesecke, Berlin-Frankfurt a.M. 1958/59.
- 25) Philipp Möhring, in: NJW 1959, S. 1073.
- 26) Schlegelberger, Zur Rationalisierung der Gesetzgebung, Verlag Vahlen, Berlin und Frankfurt a.M. 1959.
- 27) Vgl. dazu Kap. IV, S. 33 ff.
- 28) Schlegelberger, a.a.O., S. 18.
- 29) 連邦司法大臣は、社会民主党の連邦議会議員団の個別質問に対して1959年6月2日に回答した。Vgl. Verhandlungen des Deutschen Bundestages, 3. Wahlperiode, Anlagedrucksachen, Band 62, Drucksache 1215.
- 30) Zentral-Justizblatt für die britische Zone (Hrsg.), Das Nürnberger Juristenurteil, 1948.
- 31) Vgl. Fn. 29, a.a.O., Band 62, Drucksache 1215.
- 32) Vgl. dazu die Äußerung des Kieler Justizminister Leverenz in einem "Spiegel"-Gespräch, "Der Spiegel", Nr. 20/1962, S. 24.
- 33) Vgl. Fn. 29, a.a.O., Band 62, Drucksache 1133.
- 34) Vgl. Heintzeler, Im Jahrhundert extremer Turbulenz, S. 58.
- 35) Vgl. Fn. 19, a.a.O., Band 61, Drucksache 951.
- 36) Vgl. Fn. 19, a.a.O., Band 61, Drucksache 1022.
- 37) Vgl. Fn. 29, a.a.O., Band 62, Drucksache 1085.
- 38) Vgl. Fn. 29, a.a.O., Band 62, Drucksache 1156.
- 39) Vgl. das "Spiegel"-Gespräch mit dem Kieler Justizminister Leverenz, in: "Der Spiegel" Nr. 20/1961, S. 24 ff (S. 26).
- 40) Vgl. hierzu und zu den folgenden Zitaten "Der Spiegel", Nr. 47/1962, S. 96 f.
- 41) ハートヴィヒ・シュレーゲルベルガーの経歴に関する概括的な情報は、次のものによる。Munzinger-Archiv/ Internationales Biographisches Archiv, 3. 11. 199-Lieferung 44/79 - P - 10236. ハートヴィヒ・シュレーゲルベルガーは、この間にも(1991年6月)ドイツ赤十字社ベルリン支部長に選出されている。
- 42) Vgl. dazu den Bericht "Schlegelberger, Heil Tenno", in: "Der Spiegel" 18/1962.
- 43) 判決は、公務所が発行している判決集に部分的に掲載されている。Entscheidungen der Oberverwaltungsgerichte für das Land Nordrhein-Westfalen in Münster sowie für die

Länder Niedersachsen und Schleswig-Holstein in Lüneburg, Band 18, S. 446 ff.

44) Vgl. dazu den Bericht "Schlegelberger, sein Kampf", in: "Der Spiegel" 47/1962 und den Bericht "Schlegelberger, Heil Tenno", in: "Der Spiegel" 18/1963.

45) Vgl. dazu den Bericht "Schlegelberger, Heil Tenno", in: "Der Spiegel" 18/1963.

46) Vgl. dazu Bundesminister der Justiz (Hrsg.), a.a.O., S. 415 und S. 419.

47) Vgl. dazu Wulff, a.a.O., S. 173.

48) Vgl. Wulff, a.a.O., S. 174.

49) Vgl. dazu Wulff, a.a.O., S. 175.

解 説

(1) フランツ・シュレーゲルベルガーは、1876年10月23日、ルドルフ・シュレーゲルベルガーとルイーゼ・シュレーゲルベルガーの次男として東プロイセンのケーニヒスベルクに生まれた。父親のルドルフは、ヨーゼフ・リッテン社（後の北ドイツ信用金庫）を営むと同時に木材加工業をも手がける気鋭の企業家であった。兄が父親の仕事を引き継いだため、フランツは最初は木材加工業を志したが、地元のアルベルトゥス大学の法学部に入学し、民法や商法などを学び、法学教授になることを密かに夢見た。

1899年12月、23歳のときに法学博士の学位を取得した。論題は、州議会議員の表決態度を理由とした懲戒処分の可否に関する問題であった。評価は「良」であった。個人的・社会的な体験に関する疑問や義憤を出発点にして、それを批判的・分析的に考察して理論化し、法制度の改正へと結びつける。そのような作業を通じて、社会に貢献し、注目を浴び、名声を得る。それが彼の目的であり、喜びであった。

彼は、小柄で、外見からも分かるように身体的なハンディキャップを負っていた。虚弱体質ゆえに教育課程の体育実技を免除された。同じ理由から「長期間の戦闘に不適格」と判断され、兵役を免除された。当時の若者にとって当然であった軍役への従事は、この若者には無縁であった。彼には女性が背後から抱き込む筋肉質な体格はなかった。女性が身を委ねたくなるような分厚い胸板もなかった。人と接することもなく、内に引き籠もりがちであった。青春時代の貴重な時間は、学位論文を執筆するために、大学の図書館で、あるいは自宅の狭い自室で孤独のうちに費やされた。

(2) 1901年12月、フランツ・シュレーゲルベルガーは、25歳のときに第二次国家試験に合格し、ケーニヒスベルク区裁判所判事に就任した。成績は「良」であった。

1904年、「留置権」に関する最初の学術論文を公表した。帝政ドイツの民法の「留置権」は、ローマ法とゲルマン法の理論の影響を受けていた。彼はローマ法学派の立場から留置権を理論的・解釈論的に構成することに務めた。それは、帝政ドイツ以来の自由主義法理論の伝統の流れをくむものであったが、彼自身は保守主義的な心情を備え、ゲルマン法のドイツ・ロマン主義を拒否していなかった。「私」が落ち着ける情念の世界は、「法」が成立する理念の世界とは別のところにあった。

シュレーゲルベルガーは、最初の学術論文を公表した年にロシアの旧国境に近い郡庁所在地のリュック州裁判所判事に就任した。当時、リュックの住民は劣悪な社会的・経済的状况にあったため、そこから西部の地域に集団で移住せざるを得なかった。見知らぬ地域で農業労働に従事する人々に新たな公法・民法上の問題が生じた。それに取り組むのは、法学研究者の責務であった。彼は、法実務を通じて得られた課題に対して学問的に取り組む素養を身に着けていた。広範にわたる調査と研究の上に、実証的な裏付けを踏まえて、1907年、『プロイセンにおける農業労働者法』を編集・公刊した。その後、1908年にベルリン州裁判所に移籍し、1909年に高等裁判所に配属された。民事法、商事法、特許法などの分野を担当し、『注釈裁判所構成法』などの詳細な解説書を執筆した。1914年以降の情勢の変化を受けて、戦時法制に関する解説書を執筆するなどした。彼は、実務界から出される複雑な問題に法的指針を与えるために、実証研究の十分な能力を備えていることを示した。

(3) 1918年4月、42歳のシュレーゲルベルガーは、帝国司法庁に配属され、商法、経済法の立法作業に従事した。また、労働者保護や国際関係などの法律問題にも関わった。第1次世界大戦における敗戦、帝政から共和政への移行、経済制度の変化、領土問題の解決と講和条約の締結などは、政治制度・法制度に新たな課題と問題を提起した。彼はこれらの問題に迅速かつ的確に対応した。その功績が認められ、1922年にはベルリン大学の客員教授として招聘され、経済法の講義を担当した。彼の密かな夢が実現する時代が始まった。

1920年代は戦後のドイツ社会にとって苦難の時代であった。大インフレーションがそれである。市民階層と賃金労働者が銀行に預けていた勤勉の証しは、紙くず同然になり、それに反して部屋の隅に放置されたビールの空き瓶には高価な値が付いた。雀の涙程度の年金しか受給できない高齢者は生活の基盤を失い、農民は彼らに対して農作物を売り渋った。債務者はここぞとばかり「紙くず」で弁済しようとしたため、債権者の悲鳴は収まらなかった。革命を成功裏に収めた新生ドイツ政府は、1914年制定の通貨法に固執した。革命前の法律であっても、法律として効力を

持つ以上、それは革命後も法律として妥当する。このような法律実証主義の論理によって、インフレ前の金マルクもインフレ後の Rentenマルクも同じマルクであるため、「同価値」とであるとされた。時代が革命的に激変し始めているにもかかわらず、政府は無為無策であった。これに対して帝国裁判所は、民法242条の信義則の原理に基づいて、金マルクと Rentenマルクは同価値ではなく、金マルクの価値は Rentenマルクによって増額評価されて計算されるべきであると判断した。革命前の法律がなおも法律であり続けるのは、それが「正法」である場合に限られる。その法律の適用に「正」が望めないならば、その法律は法たりえない。裁判所の判断はシュタムラー流の「正法の理論」の後方支援を受けた。それは、法理念による現行法の改廃へと進み、1925年の増額評価法の制定へと結実した。これによって大インフレーションに伴う社会的混乱は収束した。ヒンデンブルク帝国大統領は、シュレーゲルベルガーの功績を讃え、彼に感謝状を贈った。

時代の変化を身体で感じ、風の吹く方向を見極め、立法作業を通じてその風の流れに乗ることを知った49歳の司法官僚は、公の前に姿を現すことをためらわなくなった。スペイン、ハンガリー、ポーランド、北欧や南米の諸国を訪問し、多くの法律家と交流した。諸外国の同僚は、彼の講演を聞き入った。彼らにとって彼の言葉はドイツの国家と法そのものであった。さらに、1926年に50歳の誕生日を迎えたとき、故郷の母校アルベルトゥス大学から名誉博士号が授与された。司法行政において重要な役割を担う司法官僚は2つの博士号を持ち、首都の大学で客員教授として教鞭をとる存在になっていた。彼を内に引き籠もらせてきたコンプレックスは、ここに完全に克服された。彼の能力を高く評価する司法行政の世界は、彼が落ち着ける居場所となった。

(4) 1931年、ギュルトナーが帝国司法大臣に就任し、シュレーゲルベルガーは彼の下で事務次官となった。55歳の年であった。それは1933年1月末以降も変わらなかった。しかし、2月27日に発生した国会議事堂放火事件から状況が変化し始めた。翌日には暴動目的放火罪の法定刑を無期懲役から死刑に引き上げる帝国大統領令が出された。社会が混乱する中で3月5日に総選挙が実施され、7日に閣議が開かれた。病床に伏していた司法大臣に代わって事務次官が出席した。

内務大臣フリックは、閣議において帝国大統領令を放火の被疑者に遡及適用することを求めた。ヒトラーも同様にドイツ国家が共産主義者の陰謀によって生死をさまよっている時に、死に絶えた法が生胎動を告げる時代において妥当し続けることなどありえないと、フリックを援護した。この要求が法学的にいかにも初歩的な誤

謬を犯しているかについて、シュレーゲルベルガーは客員教授の口調で論じた。刑罰法規の遡及適用を容認しているのは、ロシアや中国のような野蛮な国だけである。ヨーロッパには、若干の国を例外としてそのような国はない。事務次官は、13歳年下の首相が煽動する反自由主義と反法治主義をこのように一蹴した。ドイツの自由主義刑法学の伝統は今なお健在であるかに見えた。

3月21日、86歳を迎えた帝国大統領は、フルードリヒ大王の墓前において手を差し出し44歳の若き首相と握手を交わした。これによってヒンデンブルクが国家社会主義のヒトラーに帝国首相として信頼を寄せていることが明らかにされた。それは宣伝相ゲッベルスが演出した「国民的高揚の日」であった。シュレーゲルベルガーは、2週間前の閣議においてヒトラーにとつた態度を後悔し始めた。新生ドイツの国家と法に忠誠を誓っていないのではと疑われることを恐れたようである。恐れは地位を揺るがす危機を意味した。彼は忠誠心を誇示するために、この国民の高揚に便乗した。高揚した国民が国家社会主義の政治指導を受け入れたように、その高揚に乗じた事務次官も国家社会主義の法思想を受け入れ、それに従った。地位を揺るがす危機は、それを強固なものに変える好機となった。

(5) ただし、シュレーゲルベルガーがようやく手に入れた地位を維持するのは容易ではなかった。彼はいわゆる「3月に咲いたスマイル」でさえなかった。彼が党籍を得たのは、あれから5年後の1938年、ようやく62歳になってからであった。ハンス・フランクのように1923年に若干23歳で入党し、1928年に国家社会主義法曹同盟の設立に参加し(1936年以降は国家社会主義法擁護同盟に改組)1933年にバイエルン司法大臣に就任した国家社会主義の闘士には敵わなかった。また、ハンス・ケルルのように1923年に36歳で入党し、1933年にプロイセンの司法大臣を務めた古参の黨員の足下にも及ばなかった。あるいは、オットー・ティーラックのように1932年に43歳で入党し、1933年にザクセン司法大臣に、1935年に帝国裁判所副長官に、そして1936年に民族裁判所長官に就任したエリート法曹にも及ばなかった。彼には国家社会主義の武勇伝はなかった。街頭において大闘争を指導した経験も、親衛隊のデモを率いたこともなかった。ましてや、群衆を前に煽動的な演説を行ったこともなかった。総統との人脈も接点もない一介の官僚法曹にすぎなかった。国家社会主義の国民革命の戦利品として役職や地位を要求できる立場にはなかった。

しかし、そのようなシュレーゲルベルガーの立場の弱さは、彼の強みでもあった。戦利品として司法大臣の職を求める古参の闘士たちの猟官運動は、ヒトラーの法律家嫌いをいっそう根深くさせた。そのため、ギュルトナーの死後、帝国司法大

臣の任命は先送りされ、差し当たり空白を埋めるためにシュレーゲルベルガーが司法大臣の代行として起用されることになった。法学博士の学位を取得し、母校から名誉博士号を授与され、ベルリン大学客員教授として教壇に立ってきた帝国司法省の事務次官は、ここにドイツの司法機関の頂点に立った。1935年の司法の帝国化によって帝国司法庁は司法省として改組され、ドイツ司法の中央集権的管理・統制の中心的機関、国家社会主義の司法政策を遂行する中枢機構となった。その統轄責任者の地位に就いたシュレーゲルベルガーは、ヒトラーの要請に言われるがままに従った。裁判官の独立性を否定して、裁判機構を行政のメカニズムの歯車に変えた。裁判所の司法判断に行政が介入し、それを統制・支配することを受け入れた。アリア民族の優生の裏返しとして、精神障害者に対する「安楽死作戦」の立案・計画・遂行を強力に指導した。ユダヤ人およびポーランド人に対する特別刑法を制定して、ホロコーストの法システムの確立のために能力を発揮した。「夜と霧」の命令によって被占領地域のレジスタンス活動家を司法テロの恐怖に陥れた。これらは全て帝国司法省の官僚法曹として行われたものであった。国家の司法政策に奉仕することは官僚法曹の職務であり、それを司法機関の中心において担えたことは法曹として望外の喜びであった。その結果として法律家として最高位の地位を得た。戦後のニュルンベルク法律家裁判において彼が払った代償が厳しいものでなかったことは余り知られていない。

(6) 法律家としてのシュレーゲルベルガーの履歴は、世紀の転換期に現れた法学方法論の変化と発展の推移に符合している。

法学博士の学位を取得した後、1901年に25歳の若さでケーニヒスベルクの区裁判所の判事に就任し、3年後の1904年に「留置権」に関する初の学術論文を公表したのを皮切りに、1907年には『プロイセンにおける農業労働者法』を編集・公刊した。その才能は高く評価され、1908年にベルリン州裁判所へ、翌年の1909年にはベルリン高等裁判所に配属され、民事法、商事法、特許法などの法領域の課題の研究を進めた。ドイツの経済社会の歴史と構造を実証的に分析し、そのメカニズムの効果的な機動のために欠陥や欠損があれば是正する。法は合理的な目的を実現する合目的な手段である。シュレーゲルベルガーにとって、ドイツの経済社会は、その構造を分析し、諸因子へと個別化し、それを相互に関連づけて総合する外的対象であり、法制度はその機能性を実効たらしめる装置として位置づけられた。法学は、さしずめ社会経済の病理の解剖学であり、立法と解釈・適用はその臨床医学のような位置づけであった。

シュレーゲルベルガーが1918年に帝国司法庁に配属された直後、ドイツは戦争から平和へ、帝政から共和政へ移行し、ドイツの憲政は激変した。法体制も法体系も変転の渦へと投げ込まれた。新たな問題が民事法と経済法の法領域に対して投げかけられた。その影響は刑事立法にも及んだ。第1次世界大戦後の大インフレーションは、民事法の領域においては増額評価法という形で反映したが、刑事法の領域では罰金刑の最高額に限界を設けない刑事立法という形で反映した(1922年6月21日の共和国保護法9条は、内乱罪若しくは1条ないし6条に反する重罪に対する有罪判決と併せて罰金刑を科すことができる。罰金刑の最高額は、制限されない(die Höhe der Geldstrafe ist nicht beschränkt.)と定めた〔RGBl. I, S. 585〕)。裁判官による自由な法発見や量刑裁量の拡大が自由法運動の具体的な成果であるのか、それとも形式的な法律実証主義に対する実質的な価値的・理念的批判の産物であるのか。それはともかく、政変や不況が法定安定性の形骸化の要因になったことに間違いはない。「貨幣価値の下落という渦巻にあつて、秩序、所有権、合法性といったあらゆる従来の価値は瓦解した」というアルトゥール・ローゼンベルクの指摘は、ワイマール共和国の建国当初の法状態の核心的部分を端的に言い当てている。シュレーゲルベルガーが1925年に増額評価法を立案したのは、法思想における主流が自然主義から価値哲学への移行期に重なっている。

価値哲学とは、存在と当為の明確な峻別の上に成り立つ批判的認識論である。ワイマールの政変によって、戦勝国の政治制度と文化・イデオロギーがドイツに流入した。皇帝は亡命し、帝国の権威は失墜し、伝統的な制度と秩序が崩壊した。それに代えて到来したのは、自由と民主と平等の時代であった。保守されてきた民族共同体は解体され、進歩的な市民社会が形成され始めた。ドイツの政治的現実には、流入した政治的理想からいかに離れているかを測定する定点でしかなく、政治的理想がどれほど輝かしいかを際立たせる暗幕の役割を担うだけであった。

民族不在の国家と法は、両親が亡くなった後の故郷の家が朽ち果てるように荒廃した。その空白を埋めたのが、議会制民主主義であった。議会への進出を目論む政党は、右派であれ左派であれ、またドイツの保守主義であれ、国際連盟主導の国際協調主義であれ、共産主義インターナショナリズムであれ、仮装の民意を取り込むことに躍起になった。政党政治は、種々雑多なイデオロギー片の噛み合わないジグソーパズルのごとく、民意をめぐって離合集散と合従連衡を繰り返した。議会も政府も同じであった。国家試験をスルーした元学生活動家が時流に乗って政治家として議会に君臨し始めた。彼らは学位と法曹資格を持つ行政官僚と司法官僚に対して自身を国権の最高機関と名乗った。

伝統豊かなドイツの学術文化は退けられた。支配的な啓蒙と科学が野蛮な反知性主義であることは透けて見えていた。人文主義的な知識の体系の否定の上に成り立った実証主義科学では、現在の定点観測さえまならなかった。近代的知性が吹聴する分析と総合、客観性と法則性、合理性と合目的性によって、近代社会の建築図面を書くことができて、ドイツの風土の上に構築することはできなかった。敗戦と革命によって失われたドイツ民族の精神は、肉体の周辺を彷徨う靈魂のように、再び宿るべき国家を探し求めた。民族の絶対的理念を羅針盤とした国民運動が始まりつつあった。「ドイツを取り戻す」。世界に冠たるドイツ民族の復興の時代が予感された。存在と当為、事実と価値、現実と理念、主観と客観の相対主義・二元的分裂主義の時代は終わり、絶対主義・一元的統一主義の時代が始まった。シュレーゲルベルガーは、増額評価法の制定に関与した時期にすでにそれを感じ取っていたのではないか。価値哲学は廃れ、時代に相応しい法思想の訪れを待っていたのではないか。そのような時代に興ったのが、法思想におけるヘーゲル・ルネッサンスではないか。

(7) シュレーゲルベルガーの理論的態度の変遷と法学方法論の推移の関係はあくまでも仮説でしかない。法理論家としてのシュレーゲルベルガーに関しては、ニュルンベルク法律家裁判の判決を受けて書かれたグスタフ・ラートブルフの人物評価がある（「ライヒ司法省の名声と終焉」）。ラートブルフは、シュレーゲルベルガーを「卓越した法律家」、「著名な民法学者」、「刑法上の問題にうとかった」帝国司法大臣代行であったと評価したが、その法思想を掘り下げることはなかった。ラートブルフは、1941年1月から42年8月までの大臣代行の時代は、「省にとっても彼自身にとっても不運な時代であった」と嘆いた。司法大臣の職をめぐって急進的な党員のフランク、ティーラック、フライスラーが争い、またゲシュタポのヒムラーが警察機関によって省全体を併合しようとしていたとき、シュレーゲルベルガーの司法政策は、「警察の侵犯から司法の国境を防衛すること、すなわち、裁判官の独立を防衛すること」に向けられていたと肯定的に評価しさえした。シュレーゲルベルガーの退任後、「最高の司法官庁がひどく墮落したにもかかわらず、最後の焔は、最も困難な時代にも、われわれの司法において、決して完全には消えることはなかった」と述べて称賛しさえした。1人の司法官僚の長い人生を一言で言い表すことは容易ではなく、ラートブルフのように評価しうる一面もあったのかもしれない。

それでも、なおも必要であると思われるのは、帝政時代に裁判官・司法官僚とし

て頭角を現し、その後の共和政の時代に経済再建の立法作業を推進し、独裁政においてヒトラーとナチ党の安楽死と民族排外の司法政策を指導した1人の法律家の態度の変遷と足跡を政治過程に対応させて説明することである。その法思想の変遷とその契機を明らかにしなければ、法律家としての評価を明らかにすることはできないであろう。自然主義・実証主義の技術的法思想から新カント主義に依拠した法学的価値哲学を経て、新ヘーゲル主義法学へと移行した現代ドイツの法思想は、いかなる理論的・実践的な契機として展開したのか。第2次世界大戦の終結後、それは総括されたのか。いかに総括されたのか。シュレーゲルベルガーのような法律家が登場する思想的土壌はなくなったのか。ニュルンベルクの法律家裁判で問われなかった法思想上の問題を解く鍵を与えてくれるのは、法律家シュレーゲルベルガーだけである。彼からまだ多くのことを学ぶことができる。

(8) 2003年4月、立命館大学法学部に着任後、「ニューズレター」(2003年8月)にシュレーゲルベルガーについて研究する予定であると書いた。あれから18年が経ち、ようやく始まった。その時すでにミヒャエル・フェルスター『不法に仕えた法律家』を読み始めていたが、シュレーゲルベルガーの法律家としての評価が定まらなかった。法律の形をしたナチの不法によって抵抗力を奪い取られた悲劇の法曹(ラートブルフ)とは思えなかったからである。政治や社会に翻弄されたのは事実であるが、それに抗することができなかったのか、それとも時流に乗ったのか。判断しかねた。心理学者のミッチャーリッヒは、戦後のドイツ人は「悲しむ能力を喪失した」と分析したが、法律の解釈・適用を職責とする法律家には「悲しむ能力」はないのか。今も分からない。ハイコ・マース編集の『ナチの不法に抗した裁判官と検察官』(Heiko Maas [Hrsg.], Furchtlose Juristen - Richter und Staatsanwälte gegen das NS-Unrecht, 2017)によると、シュレーゲルベルガーのような法律家ばかりではなかったようである。

法律家の評伝を読み通すことは歴史家の趣味でしかなく、法解釈学には何の意味も持たないとして一蹴されがちである。しかし、映画の脚本のような筆致で書かれた本書は、個人的に非常に興味深く、読み応えがあり、多くのことを知ることができた。邦訳を快く許可していただいた著者のミヒャエル・フェルスター氏にあらためて感謝を申し上げたい。